

**南アルプス市児童育成支援拠点事業業務委託  
プロポーザル実施要領**

**1 概要**

(1) 業務名

南アルプス市児童育成支援拠点事業運営業務

(2) 目的

本事業は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校等に居場所がない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家族が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする、児童福祉法第6条の3第20項に規定する「児童育成支援拠点事業」である。

本事業の実施に当たり、業務遂行能力に優れた事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

(3) 業務内容

① 業務内容

「南アルプス市児童育成支援拠点事業運営業務委託仕様書」のとおり

② 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

③ 委託事業者数

1者

(4) 委託上限額（非課税）

委託上限額は次のとおりとする。

区分	委託上限額
	8か月分（令和8年8月～令和9年3月）
基本分（週3日以上開所）	6,552,000円
ソーシャルワーク専門職員配置加算 ※1	1,530,000円
送迎加算 ※2	580,000円
合計	8,662,000円

ただし、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、本事業の規模の目安として示すものである。提案額は、上記の委託上限額を超えないものとする。

※1 仕様書9（3）ソーシャルワーク専門職員を配置した場合に算定する。なお、当該職員が他の事業等において補助対象となる場合には二重交付とならないよう留意すること。

※2 仕様書8(8) 送迎支援を実施した場合に算定する。

## 2 事業者の参加資格要件

次の要件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 児童福祉事業又はそれに類する事業を実施している実績を有すること。
- (3) 業務に必要な専門的能力を有する従事者を配置し、仕様書に基づき本業務を適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 南アルプス市物品購入等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 直近1年間において、国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び南アルプス市暴力団排除条例(平成24年条例第22号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員等ではない者であること。
- (10) 本事業に従事させる職員の中に、児童生徒性暴力等を理由として資格取り消し等の処分を受け、児童福祉法に定める特定登録取消者に該当する者がいないこと。

## 3 プロポーザルに係るスケジュール

内容	期間、期日、期限等
募集要領等の公表	令和8年4月30日(木)
質問受付期間	令和8年5月14日(木)午後5時まで
質問回答(市ホームページ掲載)	令和8年5月22日(金)(予定)
参加申込書受付期限	令和8年5月29日(金)午後5時まで
参加資格審査結果通知書の送付	令和8年6月5日(金)(予定)
企画提案書提出期限	令和8年6月12日(金)午後5時まで
面接審査	令和8年6月下旬 ※詳細は参加者に別途通知
選定結果通知	令和8年7月上旬
契約締結	令和8年7月上旬

#### 4 募集要領等の公表

期間 令和8年4月30日（木）から令和8年5月28日（木）まで

※募集要領等は市ホームページよりダウンロードできます。

#### 5 質問の受付及び回答

##### (1) 質問の受付

- ① 提出書類 質問票（別紙1）
- ② 提出期限 令和8年5月14日（木）午後5時まで
- ③ 提出方法 電子メールにて提出すること。

なお、件名は【質問】「南アルプス市児童育成支援拠点事業」とすること。

##### (2) 回答

質問に対する回答は、令和8年5月22日（金）午後5時（予定）までに、南アルプス市ホームページに掲載する。

##### (3) その他

- ① 同様の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。
- ② 本業務の趣旨からかけ離れている質問については、市の判断により回答しない場合がある。
- ③ 質問者の名称等は公表しない。

#### 6 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加申込書を提出すること。提出された書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。なお、参加申込に要する一切の費用は参加申込書等を提出した者の負担とする。

##### (1) 提出書類（提出部数 各1部）

インデックス	提出書類名称	様式
①	参加申込書	様式第1号
②	誓約書	様式第2号
③	法人等概要	様式第3号
④	事業実績（類似事業の実績）	様式第4号
⑤	定款又はこれに代わるものの写し	任意様式
⑥	履歴事項全部証明書 ※発行後3か月以内のもの	各種証明書
⑦	直近の納税証明書（未納がないことの証明）（国税、県税及び市町村民税） ※発行後3か月以内のもの	各種証明書

なお、書類の作成及び提出に当たっては、次の要綱によること。

- ① フラットファイル（A4判縦型）に綴じ、表紙及び背表紙に「南アルプス市児童育成支援拠点事業運営業務 参加申込書」及び事業者名を記入すること。
- ② インデックス番号を記載したインデックスラベルを作成し、各書類の先頭ページに貼り付けること。

(1) 提出期限

令和8年5月29日（金）午後5時まで

(2) 提出場所

南アルプス市こども応援部こども家庭センター

所在地：〒400-0292

南アルプス市飯野2806番地1

※提出は、直接書類を持参することとし、郵送その他の方法によるものは受け付けない。

## 7 参加資格審査結果通知書の送付

参加申込者のうち、参加資格が認められた者及び認められなかった者に対し、その旨及びその理由を書面により通知する。

(1) 通知日

令和8年6月5日（金）（予定）

(2) その他

参加資格が認められなかった旨の通知を受けた参加申込者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。

この場合において、書面は、市が通知を発送した日の翌日から起算して、市役所閉庁日を除く5日目の午後5時までに、参加申込書の提出先まで提出しなければならない。

市は、当該書面を受領した日の翌日から起算して、市役所閉庁日を除く5日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 8 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加する資格が認められた事業者は、次のとおり必要書類を提出すること。参加者から提出されたすべての書類は、本プロポーザルによる事業者選定以外の目的には使用しない。なお、提出に係る一切の費用は提出した者の負担とする。また、提出書類は選定結果のいかんにかかわらず返却しない。

(1) 提出書類

正本1部 副本7部

なお、書類の作成に当たっては、次の要領によること。

- ① フラットファイル（A4判縦型）に綴じ、表紙及び背表紙に「南アルプス市児童育成支援拠点事業運営業務 企画提案書」及び事業者名を記入すること。

- ② インデックス番号を記載したインデックスラベルを作成し、各書類の先頭ページに貼り付けること。

インデックス	提出書類名称	様式
①	企画提案書	様式第5号
②	法人等概要	様式第3号
③	事業実績（類似事業の実績）	様式第4号
④	事業計画書	様式第6号
⑤	収支予算書	様式第7号
⑥	開所予定場所の周辺地図と開所予定施設の平面図	任意様式
⑦	開所予定地施設の概略がわかる写真	任意様式
⑧	開設予定施設の耐震性があることを証明する書類等	
	建築基準法における耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物	実施施設の建物年月が確認できる書類（検査済証、重要事項証明書などの複写に原本証明）
	それ以前に建築された建物	耐震性があることを証明する書類（耐震診断結果など。ただし、旧耐震基準の建物を利用して業務を実施する場合に限る。）
⑨	賃貸借物件で業務の実施を予定している場合は、開所予定施設の賃貸借契約書又は確約書（取得又は賃借が確実に見込まれる根拠）等	任意様式

(2) 提出期限

令和8年6月12日（金）午後5時まで

(3) 提出場所

南アルプス市こども応援部こども家庭センター

所在地：〒400-0292

南アルプス市飯野2806番地1

電話：055-282-6049

(留意事項)

※直接書類を持参することとし、郵送その他の方法による提出には応じない。

※提出に当たっては、事前に担当部署へ連絡の上、提出日時について調整すること。

(4) その他

① 企画提案書提出後に参加を取り下げる場合は、企画提案書類の提出期限内に辞退届出書（様式第8号）を提出すること。

② 提出された書類については、受付期間中であれば差し替えや加除を認める。

## 9 プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

審査は、南アルプス市児童育成支援拠点事業業務プロポーザル方式業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、以下の審査方法により提案内容を審査し、最も本業務に適していると認められる事業者を特定する。

- (1) 実施日時 令和8年6月下旬（予定）  
※詳細は別途通知する。
- (2) 実施場所 ※詳細は別途通知する。
- (3) 実施時間 1者につき40分程度
  - ・プレゼンテーション 20分程度
  - ・ヒアリング 20分程度
- (4) 出席者
  - ① 1者につき3名以内とする。
  - ② 管理者となる予定の者は、原則として出席すること。
- (5) 留意事項
  - ① プレゼンテーションは、提出した提案書類を基づき行うものとし、追加提案及び追加資料の提出は認めない。
  - ② プロジェクター、パネルその他の機材を用いた説明は認めない。

## 10 審査基準

受託候補者の選定にあたっては、次の項目を審査基準とし、選定委員会において審査を行う。

評価項目	評価基準	配点
① 基本方針 運営理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童育成支援拠点事業の目的及び趣旨を十分理解した提案となっているか。</li> <li>・本事業の対象となる児童及びその家庭について、専門性の視点から理解した提案となっているか。</li> </ul>	15点
② 運営体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を安定的に実施するための運営体制が示されているか。</li> <li>・職員の配置計画は適切か。</li> <li>・事故防止及び防犯対策の計画は適切か。</li> <li>・衛生管理体制は適切か。</li> <li>・個人情報の漏洩防止体制は適切か。</li> </ul>	20点
③ 事業内容	<p>(1) 居場所としての機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が安心して過ごすことのできる居場所としての機能を果たす内容が提案されているか。</li> <li>・日常かつ継続的に利用できる居場所とするための工夫が示されているか。</li> <li>・特定の間又は職員に依存することなく、児童が複数の大人や場と関</li> </ul>	10点

	<p>わかることを意識した取り組みが提案されているか。</p> <p>(2) 生活・学習・相談を含む包括的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援、学習支援及び相談支援が一体的に実施される内容が提案されているか。</li> <li>食事の提供及び送迎支援について、実施方法の具体的な内容が提案されているか。</li> <li>児童一人ひとりの状況に応じた支援が行われるよう配慮された内容となっているか。</li> <li>必要に応じて関係機関と連携し、支援につなげる考え方が示されているか。</li> </ul>	15点
	<p>(3) 関係機関連携、地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校、地域団体、関係行政機関等との連携方法が提案されているか。</li> <li>個別支援にとどまらず、地域の中で子どもを受け止める人や場を広げていく視点が提案内容に含まれているか。</li> <li>地域資源を活用した取り組みが提案されているか。</li> </ul>	10点
	<p>(4) 保護者への情報提供・相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者への情報提供及び相談支援の方法が提案されているか。</li> </ul>	10点
④実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>類似事業等の実績又は経験が提案内容に反映されているか。</li> <li>地域の特性や資源を踏まえた提案となっているか。</li> </ul>	10点
⑤価格提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業内容及び実施体制に見合った適正な価格提案となっているか。</li> </ul>	10点

※評価基準を著しく下回ると判断された場合は、受託候補者として選定しない。なお、提案者が1者のみの場合であっても、選定委員会による審査を実施する。

## 1.1 契約の締結について

市は、選定の結果、第1順位の受託候補者と委託契約の内容等について協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。

## 1.2 その他

(1) 本業務の提案者又は提出された書類等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- ① 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 提案者による業務履行が困難であると市が判断したとき
- ④ コンソーシアム又は複数の業者による連合体で書類を提出した場合
- ⑤ 著しく社会的信用を損なう行為等があり、提案者が受託者として業務を行うことについてふさわしくないと市が認めたとき

(2) 企画提案に関する費用は、すべて事業者の負担とする。

### 1 3 担当部署 (提出・問合せ先)

所在地 : 南アルプス市飯野2806番地1

所属 : 南アルプス市 こども応援部 こども家庭センター こども相談担当

電話 : 055-282-6049

E-mail : kosodan@city.minami-alps.lg.jp

受付時間 : 午前9時から午後5時まで (平日のみ)